

令和6年度 小規模多機能型居宅介護 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	従業員の員数	宿泊サービスの利用者が1人以上いるにも関わらず、宿直勤務に当たる者の勤務を確認できない日がありました。また、夜間及び深夜の時間帯の一部について、併設の有料老人ホームへの見回りのため夜勤者が不在となる時間帯が発生している事例がありました。夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型介護の提供に当たる者を1名以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上、配置してください。	区条例第9号第82条第1項 基準省令解釈通知第3の四の2 (1)②	1
2	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れの無いよう報告してください。	区条例第9号第108条で準用する 第40条第1項 基準省令解釈通知第3の四の4 (24)で準用する第3の一の4(30)	1
3	給付費の算定 (サービス提供体制強化加算)	算定要件の1つである、従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施することについて、研修計画に個別具体的な研修の目標等の記載が不足している事例がありました。従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する等、要件を適切に満たしたうえで加算の算定を行ってください。	厚告第126号別表4のヨ 留意事項通知第2の5(20)	1